

令和8年度外部専門人材活用事業に係る支援業務委託 仕様書（案）

1 業務名

令和8年度外部専門人材活用に係る支援業務委託

2 業務の目的

外部専門人材活用に係る支援業務（以下「本業務」という。）は、岡山市が取り組むべき重要課題の解決のため、民間企業等で活躍する高い専門性を持った人材を「外部専門人材」として活用するに当たり、その募集・選考・活用等に係る一連の支援を委託するものである。

3 契約期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

4 適用範囲

令和8年度外部専門人材活用に係る支援業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。

また、本仕様書に明記されていない事項でも、必要と思われるものについて、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

5 法令・条例等の適用

受託者は業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) その他の関係法令

6 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (3) 受託者は受託情報を保護するため、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

7 損害の賠償

本業務遂行中に、受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損

害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理すること。

8 プロジェクト管理

受託者は、岡山市の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、岡山市が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、岡山市への迅速な状況報告等）を徹底すること。

プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクトを推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなどの課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、岡山市の承認を得た上で、これを実施すること。

9 費用負担

本業務に必要な経費は、委託契約額として受託者に支払うものの外は、本仕様書に記載のないものであっても、原則として受託者が負担すること。

10 令和8年度外部専門人材活用事業の概要について（予定）

（1）募集分野

アリーナ整備支援（1名）

アリーナ整備における事業スキーム及びアリーナを核とした北長瀬エリアのまちづくりに係る助言のほか、参画予定事業者との協議に参加するなど、事業全般に対する支援を行うものとする。

（2）委嘱条件

・月4日以上かつ20時間以上の稼働及び月1回の岡山市への訪問支援を原則とする。

（稼働日数・稼働時間数はテレワーク等による支援を含むものとする。）

・報償費

月ごとに、稼働時間が20時間以上の場合は75,000円、20時間未満の場合は62,500円を支払う（稼働のない月は支払わない。）。交通費は別途支給する。

（3）募集条件

・所属元企業から副業・兼業許可を得ることができる者。

・（2）に定める勤務要件を満たすことができる者。

・総務省が定める「副業型地域活性化起業人」（注1）の要件を満たす者。

- ・募集分野における専門知識や業務経験、人的ネットワーク等を有し、岡山市の課題解決のためにその能力と熱意を注げる者。

(注1) 総務省ホームページ（下記URL）を参照

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03100070.html

※これらの条件については、今後変更される可能性がある。

1.1 委託業務の内容

(1) 実施計画の作成・管理

- ・契約締結後、可能な限り早期に人材活用が開始できるよう、実施計画を作成するとともに、岡山市・人材の双方と密に連絡を取りつつ計画の進捗管理を行うこと。

(2) 募集要件定義・求人票作成

- ・募集分野において、岡山市が人材に求める専門知識・経験・人物像等を十分に理解した上で、適切な募集要件を設定し、ターゲットとなる人材に効果的に訴求する求人票を作成すること。

(3) 人材とのスケジュール調整

- ・岡山市が提示する選考日程に可能な限り沿う形で人材とのスケジュール調整を行うこと。また、選考に関する人材からの問い合わせに対応するとともに、受託者において判断が困難な場合は速やかに岡山市へ情報を共有し、指示に従うこと。

(4) 求人の周知・広報

- ・岡山市の求人が可能な限り多くの兼業・副業人材に届くよう、受託者の持つツールを用いて周知広報を行うこと。なお、受託者が運営する求人サイトでの特設ページの作成、会員へのメール送付及びSNSでの広報は必須とする。
- ・メディア露出等により、岡山市の外部専門人材活用事業のPRを行い、兼業・副業人材にとって、岡山市での活動が付加価値となるような取組を行うこと。

(5) 選考支援

外部専門人材の選考は、書類審査、オンライン面接、対面面接の3段階により実施し、受託者は次のとおり、委託者の選考活動を支援するものとする。

①書類審査

受託者において応募者の提出書類を審査し、20名程度への絞り込みを行うとともに、書類審査通過者のリストを速やかに委託者へ提供すること。その後、委託者において、オンライン面接へ進む5名程度への絞り込みを行う。なお、応募者が20名に満たない場合は、別途、委託者と協議するものとする。

②オンライン面接

オンライン会議ツールの設定・管理、司会進行、質問項目の提案等を行うこと。オンライン面接では、対面面接に進む2名程度への絞り込みを行う。

③対面面接

オンライン面接と同様に司会進行、質問項目の提案等を行うこと。なお、対面面接に係る人材の交通費は受託者の負担とする。

(6) 委嘱式・キックオフ支援

- ・委嘱式に出席し、その模様を広報するなどして、岡山市の外部専門人材活用事業のPRを行うこと。
- ・委嘱式後にキックオフミーティングを開催し、岡山市と人材の認識合せを通して、円滑に活動が開始できるよう支援を行うこと。

(7) 人材活用開始後の支援

- ・採用した人材の活動状況について適宜フォローアップするとともに、パフォーマンスが低い場合は速やかに代替の人材を提案すること。
- ・岡山市の指示に従い、適宜人材にアンケート調査を実施するなどして、事業効果測定を行うこと。

(8) 事業全体に係るコンサルティング

- ・兼業・副業人材市場における最新トレンド、活用できる国の制度等の情報提供を行うこと。
- ・次年度の活用予定分野に関する調査（該当する人材が兼業・副業人材市場にどの程度存在するか等）を行い、必要に応じて岡山市に情報を提供すること。

1.2 定例会議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じて会議を行うこととする。また、業務の開始に当たり、契約締結後速やかに仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議等を行うために業務開始時会議を開催する。

日時：本業務の契約締結後に岡山市と受託者の協議により決定

場所：岡山市が指定する場所（原則として岡山市の庁舎内会議室）

受託者は会議終了後、速やかに打合せ記録を作成・提出すること。

(1) 業務開始時会議：1回

契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議を行うため、業務開始時会議を開催すること。

(2) 業務開始後会議：必要に応じて隨時開催

1.3 報告義務

- (1) 本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項について、受託者は、定期的にその進捗を報告すること。

(2) 本業務の実施中にトラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに岡山市に報告しなければならない。また、処置を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

14 再委託

本業務について再委託が必要となる場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

15 成果品

(1) 報告書の冊子 1冊

・報告書は日本産業規格A4判で簡易製本、画像・図面等は適宜カラー印刷とする。

(2) 報告書の電子データを記録したCD-R 1式

・報告書の電子データは、エクセル、ワード等で作成した文書ファイルで岡山市が再利用できるもの及びPDFファイルとすること。

・メディア等に掲載した記事・映像については、報告書に記載するとともに、電子資料として提出すること。

16 成果品の利用

(1) 岡山市は、本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・手法により公表（公開、配布、放送等）できるものとする。

(2) 岡山市は、本業務で制作された成果品を、本業務の目的若しくは運営上の必要又は本市の業務の必要により、内容を著しく損なわない範囲でその一部を削除、編集又は表現方法等を変更するなど自由に編集・加工して使用、保存及び公表（公開、配布、放送等）することができるものとする。

(3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も、期間・態様の制限なく利用することは難しいと岡山市が判断した場合は、双方協議の上、岡山市は、成果品の利用期間の限定、利用態様の限定を行うものとする。

17 知的財産権等

(1) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するも

のとする。

- (2) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。
- (3) 受託者は、成果品に第三者が権利を保有する素材(タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者的権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者的権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、岡山市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

18 協議等

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議のうえ岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。
- (2) 岡山市において必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。